

## これまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）

2023年6月20日

長野県環境審議会  
地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会

委員長 田中信一郎

## 委員長意見について

この「委員長意見」は、第1回・第2回専門委員会での検討を踏まえ、専門委員会で検討を行っている「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」に備えることが望ましいと考えられる事項について、これまでの検討に対する委員長としての認識を示すものです。

法令技術的に見れば、条例の条文に含めるもの、規則に含めるもの、指針・マニュアル等に含めるもの、その他の施策として対応するものが混在していますが、それは「条例案」の作成段階で技術的に整理することとし、現段階では重要な論点の整理に主眼を置いています。

第3回専門委員会においては、これまでの検討を整理したものとして「委員長意見」に基づいて検討を行うと共に、委員には、これに含まれないことも含め、自由に意見を述べていただきます。

事務局である県においては、第3回専門委員会を含めたこれまでの検討と「委員長意見」のうち、委員間で概ねの合意を得られたと考えられる事項を踏まえ、具体的な「条例案」の作成をお願いします。

そして、その「条例案」について県民から広く意見を募り、それらを踏まえた上で、第4回専門委員会に「条例案」と「関連する事項」を提示してください。第4回専門委員会では、それらの検討を行い、環境審議会への報告の取扱いを決定します。

※以下、下線は強調のために引いたものである。

## 諮問事項

2050ゼロカーボンの達成に向けては、再生可能エネルギーの更なる生産拡大が不可欠であり、特に本県が高いポテンシャルを有する太陽光発電の拡大を進めていくことが必要となります。

一方で、地上設置型の太陽光発電事業は、防災面や環境・景観面等への懸念から、地域住民等と事業者との間で課題となる事例も多く、適正な普及を図る観点から一定のルール化が必要となっています。本県では、平成28年に「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を策定し、市町村における条例制定を促進してきましたが、市町村ごとに内容は多様であり、条例を有しない市町村もあるところです。

また、FIT制度（固定価格買取制度）での電力買取りは法令遵守を前提としており、これにより市町村条例の実効性が担保されてきた側面がありますが、今後は、オフサイトPPAなど、FIT制度によらない事業の拡大が見込まれ、それらにも対応できる実効性のあるルールが必要となっています。

これらの理由から、市町村条例と相互に補完する形で、県が広域的に条例を制定し、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進に取り組んでいきますが、条例の検討に当たり、その方向性について貴審議会の意見を求めます。

（長野県環境審議会 2023年3月17日）

# 太陽光発電等に関連する県条例等について

- 長野県環境基本条例は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、豊かな環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならないと定めている。
- 長野県脱炭素社会づくり条例は、2050年度までの脱炭素化を定めている。
- 長野県地球温暖化対策条例は、新築建物への再生可能エネルギーの導入検討の義務化、再生可能エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギー電気等の使用等の努力義務化、再生可能エネルギーの普及を促進する制度・施策を定めている。
- 長野県環境影響評価条例は、一定規模（敷地の面積が50ha／森林の区域等における敷地の面積が20ha）以上の太陽光発電施設の設置に際して、環境影響評価手続の実施を定めている。
- 長野県景観条例は、景観計画の区域における一定規模以上の太陽光発電施設の設置に際して、事前の届出を定めている。
- 森林開発で必要となる林地開発許可の手続（長野県林地開発事務取扱要領）について、調整会議（合意形成の場合）の対象事業と参加者等を拡大した。
- 流域開発に伴う防災調節池等技術基準は、10ha以上の開発行為の対象降雨確率を「30年に一度」から「50年に一度」に引き上げた。

# 太陽光発電等をめぐる現状について

- 長野県内における固定価格買取制度に伴う太陽光発電（20kW以上）の導入は、2013年度から始まり（1668件）、2014年度をピーク（2375件）として、それ以降は毎年にかけて減少している。直近3年間を見ると、2020年588件、2021年度446件、2022年度216件となっている。
- 固定価格買取制度は、実質的な規制強化となるこれまでの制度改正によって、設置件数の減少に至っている。一方、投資的開発案件の存在、権利の転売による事業主体の変化、部材等の価格低減を待つ未稼働案件等の課題が残されているため、環境等に大きな負荷をかける事業が今後も行われる可能性がある。
- 近年は、固定価格買取制度を用いず、直接的な取引（電力購入契約に基づく事業／PPA事業等）が拡大すると想定されている。その場合、再エネ特措法の基づく固定価格買取制度に基づく情報公開や地域との調整の仕組み（条例違反事業者に対する取り消し等）が無効となる。
- 地球温暖化対策推進法の改正により、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を設定することで、太陽光発電施設を望ましい場所に誘導できるようになった。
- 長野県は、地球温暖化対策条例に基づく設置検討義務、信州屋根ソーラーポテンシャルマップ、地域事業者と連携した太陽光発電設備設置への補助、太陽光発電設備の共同購入、地域主導型事業への補助等、全国的に見ても先導的に、地域と調和した太陽光発電施設の設置を促進している。

# 地上設置型の太陽光発電等のトラブルについて

- 長野県での地上設置型の太陽光発電施設の設置をめぐるトラブル（事業者と住民等との紛争）は、全国の中でも多いと考えられる。（丸山康司参考人資料）
- 長野県市長会（2022年9月15日）は、近隣住民等への事前説明や合意形成がなく、景観悪化や災害対策などから住民が反対する事例が存在するとして、条例等の整備を長野県知事に要望している。長野県市議会議長会（2022年8月10日）も、長野県議会に同様の要望を行っている。
- 傾斜度と災害の発生関係を見ると、斜度30度以上から急速に崩落・滑落率が上昇している。（第2回専門委員会資料）
- 長野県の77市町村のうち、太陽光発電に関する何らかの手続等を設けているのは71、うち関係する条例を有しているのは61、うち設置を規制する条例を有しているのは28である（2022年4月現在）。
- 47都道府県のうち、太陽光発電施設の設置を規制する条例を有しているのは、宮城県、山形県、山梨県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県の7県である（2023年6月現在）。
- 地上設置型の太陽光発電施設に限らず、全般的な土地利用規制の不十分さが、結果として太陽光発電施設の不適切な設置を可能とし、トラブルの根源になっている。（山下英俊参考人資料）

# 立法事実

- 長野県が地域と調和した太陽光発電施設を推進するための条例を制定しようとすることは、妥当である。主たる立法事実は次のとおりである。
  - ① 長野県内における地上設置型の太陽光発電施設をめぐるトラブルの多さ
  - ② 事業動向の変化に伴うトラブル増加の懸念
  - ③ 市長会・市議会議長会からの要望
  - ④ 一定斜度以上の傾斜地における土砂災害の危険性
  - ⑤ 土地利用規制の全般的な不十分さ
  - ⑥ 規制のある他県から長野県への潜在的なトラブル案件の流入のおそれ
  - ⑦ 持続可能な社会づくりの長野県・市町村の条例・政策体系における空隙の存在
  - ⑧ 持続可能な社会づくりを定める環境基本条例、脱炭素社会づくり、地球温暖化対策の各条例の要請

# 基本方針

- 条例は、立法事実を踏まえ、次の基本方針を満たすことが望ましい。
- ① 「環境基本条例」「脱炭素社会づくり条例」「地球温暖化対策条例」の理念・目的を受けて、地上設置型の太陽光発電施設と地域の調和を促進し、もって持続可能な社会・脱炭素社会づくりに寄与すること。
- ② 地上設置型の太陽光発電施設のほぼすべて（10kW以上）を対象にすると共に、小規模施設等に分割した条例逃れを認めないようにすること。
- ③ 特に環境配慮が必要な区域を指定し、環境影響が懸念される一定規模（50kW）以上の事業について、環境配慮の手続を定めること。
- ④ すべての区域において、事業による景観と環境への配慮を促進すること。
- ⑤ 事業の情報公開を促進すると共に、事業者と住民等との合意形成を促進する仕組みを講じること。
- ⑥ 災害リスク等の高い場所を指定し、特別な対策を求めると共に、その手続を定めること。
- ⑦ 着工から運転開始までの間の工事、運転開始から運転終了までの間の維持管理、運転終了後の措置等について、適切な対応を求めると共に、その手続を定めること。
- ⑧ 上記の実効性を確保するため、必要な権限・義務等を定めること。



# 環境配慮のプロセス

- 環境影響が懸念される一定規模（50kW）以上の地上設置型の太陽光発電施設を、環境配慮が必要な区域に設置する場合、事業者は、事業が環境に及ぼす影響を整理し、環境保全策を検討する。
- 特に環境配慮が必要な区域（環境配慮区域）として、次を指定することが妥当である。
  - ① 水道水源保全地区
  - ② 水資源保全地域
  - ③ 国立公園・国定公園・県立自然公園
  - ④ 自然環境保全地域
  - ⑤ 鳥獣保護区
  - ⑥ 希少野生動植物生息地等保護区
  - ⑦ 郷土環境保全地域
  - ⑧ 国有林
  - ⑨ 地域森林計画対象森林
- 環境影響評価法・条例の対象事業については、環境影響評価手続（アセス手続）の実施をもって、環境保全策の検討を行ったとみなす。
- すべての区域において、事業による景観と環境への配慮を促進する。

# 情報公開と合意形成のプロセス

- 条例で対象とするすべての地上設置型の太陽光発電施設は、許可申請・届出を行う一定期日の前に、事業計画の基本的な事項（骨格）である「事業基本計画」を県に提出する。
- 「事業基本計画」には、少なくとも次の事項を含める。
  - ① 事業計画の概要（事業者名、連絡先、場所、規模等）
  - ② 景観に配慮するための事項
  - ③ 環境に配慮するための事項
  - ④ 災害対策に関する事項
  - ⑤ 維持管理に関する事項
  - ⑥ 地域社会に資する事項
- 事業者は、周辺住民への適切な開催周知を行った上で、計画予定地の近くで説明会を開催しなければならない。事業者は、終了後に説明会の記録を県に提出する。
- 事業者は、住民から説明会（もしくはは一定期間）で出された質問・意見に対し、誠実に対応しなければならない（合理的な理由を付して文書等で応答しなければならない）。
- 県は「事業基本計画」と「説明会の記録」の提出を受けたとき、速やかに公表する。事業者は、それぞれの「写し」を事業を予定している市町村に提出する。

# 災害リスク等の高い場所のプロセス（1）

- 災害リスク等の高い場所を「特定区域」と定め、条例の対象となる地上設置型の太陽光発電施設について、県の許可を受けずに設置することを禁止する。
- 「特定区域」として、次を指定することが妥当である。
  - ① 地域森林計画対象森林
  - ② 砂防指定地
  - ③ 地すべり防止区域
  - ④ 急傾斜地崩壊危険区域
  - ⑤ 土砂災害特別警戒区域
- 事業者は「事業基本計画」の提出から一定期日が過ぎ、事業への住民の理解が得られたと判断した場合、許可を申請できる。
- 許可の申請には、事業の詳細に関する計画に加え、説明会の記録、維持管理計画等、県が指定する書類等を添付する。事業者は、申請の「写し」を市町村に送付する。
- 県は、市町村の意見を聴く。専門家等の意見を聴くことができる。
- 県は、申請があったとき、申請を許可したとき、その旨を公表する。

## 災害リスク等の高い場所のプロセス（２）

- 県は、事業が次の要件に適合している場合に限り、申請を許可する。
- 地域森林計画対象森林の場合は、①土砂災害等を発生させるおそれがないこと、②水害を発生させるおそれがないこと、③水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと、④環境を著しく悪化させるおそれがないこと。
- 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の場合は、土砂災害等を発生させるおそれがないこと。
- 土砂災害特別警戒区域の場合は、①土砂災害等によって太陽光発電施設に損壊が生じるおそれがないこと、②土砂災害等によって太陽光発電施設に損壊が生じた場合でも、人の生命、身体、建物等に被害が生じたり、交通を遮断したりするおそれがないこと。
- 斜度30度以上の箇所や斜度30度未満であっても災害の発生を助長する恐れがある場合は、地域森林計画対象森林や急傾斜地危険区域での許可基準に準じて、安全基準に適合していること。
- 事業者が、太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがないこと。
- 県は、災害防止での必要な限度で、許可に際して条件を付することができる。

## 災害リスク等の低い場所のプロセス

- 「特定区域」以外の場所においては、事業者は「事業基本計画」の提出から一定期日が過ぎ、事業への住民の理解が得られたと判断した場合、県に事業の計画の詳細を届け出ることができる。
- 事業者は、届出をしてから一定期日を経過した後でなければ、工事を行ってはならない。
- 県は、災害防止のために必要があると認める場合、事業者に必要な措置を執るよう命ずることができる。
- 県は、市町村・専門家等の意見を聴くことができる。
- 県は、届出があったとき、災害防止等に必要な命令を行ったとき、その旨を公表する。事業者は、届出の「写し」を市町村に送付する。

## 着工から運転開始、運転終了までのプロセス

- 事業者は、工事に着手するとき、工事を完了する（運転を開始する）ときは、その旨を県に届け出なければならない。
- 事業者は、維持管理計画の実施と運転状況について、県に定期的な報告をする。
- 事業者は、事業を廃止しようとするとき、廃止後の措置を含めて、その旨を県に届け出なければならない。
- 県は、上記の届出・報告があったときは、その旨を速やかに公表する。事業者は、上記の届出・報告の「写し」を市町村に送付する。
- 事業者は、工事の開始から運転の終了までの間、事業者名、連絡先等を記載した標識（看板）を事業を行っている場所に掲げなければならない。

## 実効性の確保（1）

- 県は、事業者に対して、必要な指導・助言をできる。
- 県は、事業者に対して、必要な報告・資料の提出を求めることができる。
- 県は、必要に応じて、事業所・施設等に立ち入り、太陽光発電施設・関係資料等を検査し、関係者に質問できる。
- 県は、条例に反する場合、合理的な理由なく県の求めに応じない場合、期限を定めて、事業者に対して適切な措置を講ずるよう勧告できる。
- 県は、正当な理由なく勧告に従わない場合、適切な措置を講ずるよう命令できる。
- 県は、許可の取消しや上記の勧告・命令をしたとき、事業の関係者（需要家等）にその旨を通知できる。
- 県は、許可の取消しや上記の命令をしたとき、事業者の名称等を公表する。

## 実効性の確保（２）

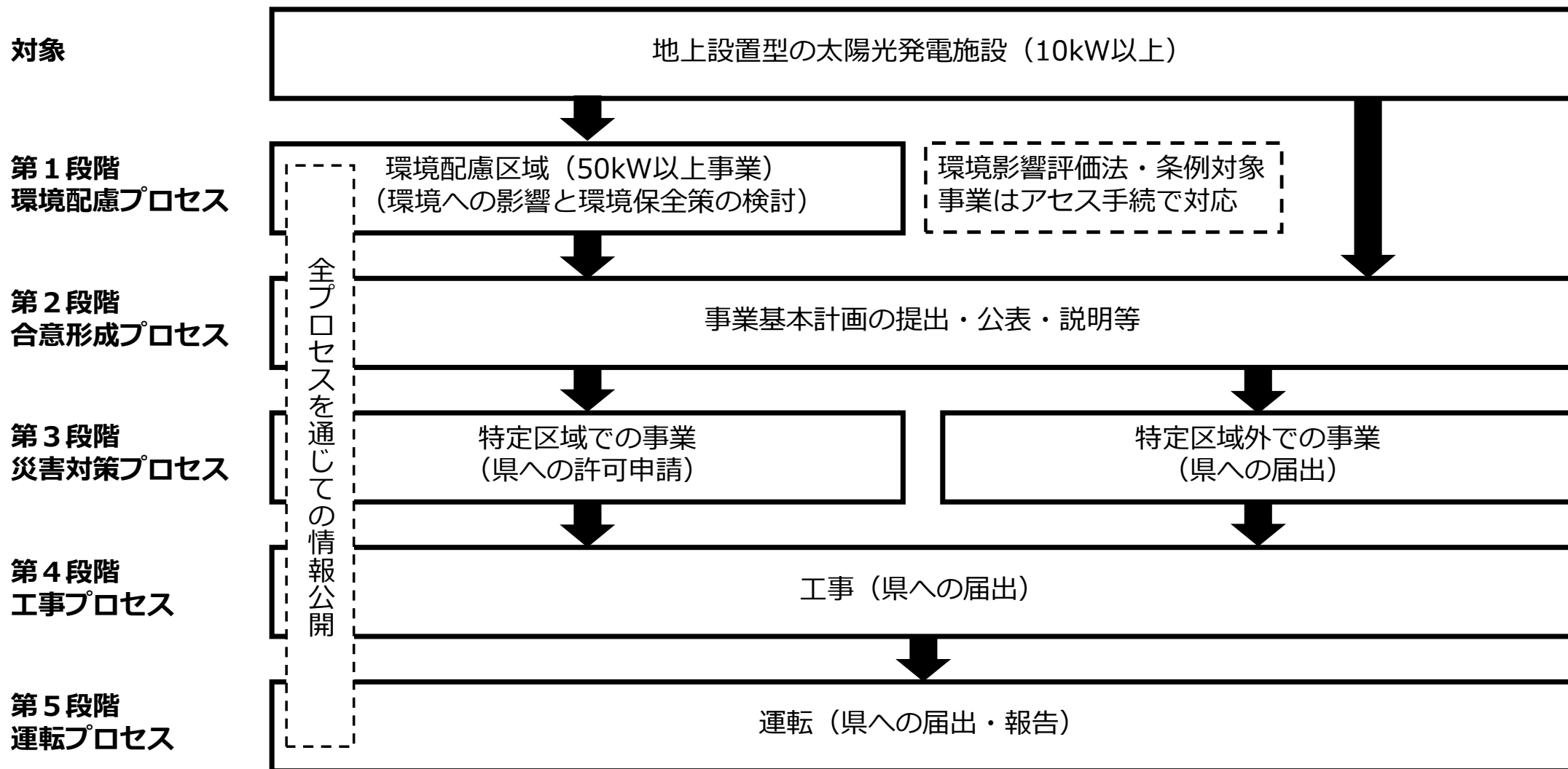
- 次に該当する者は、5万円以下の過料に処する。
  - ① 許可等を受けずに事業を行った者。
  - ② 不正な手段で許可等を受けた者。
  - ③ 届出をせず、または虚偽の届出によって事業を行った者。
  - ④ 正当な理由なく、報告等を行わず、または虚偽の報告等を行った者。
  - ⑤ 検査の拒否等を行った者。
  
- 県は、市町村・行政機関に対して、協力を求めることができる。
  
- 事業者は、県・市町村から事業に関する意見を文書等で受け取ったとき、誠実に対応しなければならない（合理的な理由を付して文書等で応答しなければならない）。
  
- 県は、市町村の条例によって、この条例の目的を達成すると規則で定める場合、その市町村の区域において、この条例の全部または一部の規定を適用しない。



## 条例の実効性を高めるために施策等での対応が望ましいこと

- 県は、条例に関連して、指針、基準、解説、マニュアル等を整備すること。特に、事業基本計画書・申請書・届出書等のフォーマット、環境配慮区域における環境保全策の検討手順、景観の配慮措置、説明会の開催手順、説明の記録方法について、明確にすること。
- 県は、申請等の提出及び公表に際して、可能な限りデジタル化すると共に、データベース化することなどによって、一元的かつ分かりやすい情報提供に努めること。データベースに際しては、プロセス、運転状況、苦情・対応等についても、情報提供すること。
- 県は、環境配慮区域や特定区域、促進区域、自然環境、その他の情報等を地図等で明確にし、事業者が事業の最初期において必要な手続を理解できるよう、支援システムの整備に努めること。
- 県は、地球温暖化対策法の促進区域について、地域社会に好ましい事業を促進するために、協定や援助等の必要な措置を講じること。促進区域の適切な設定のため、市町村の支援に努めること。
- 県は、営農型太陽光発電施設について、地域と調和せず、地域に裨益しない施設が設置されないよう、そして設置される場合には、地域と調和し、地域に裨益する施設となるよう、長野県独自のガイドラインの整備等、必要な措置を講じること。
- 同様の影響をもたらす開発行為等に関する他の規制をレビューし、本条例との整合性を図ること。

# 条例全体のフロー



## 県が示した論点への対応について（第1回専門委員会）

- **許可制又は事前届出制について、それぞれどういった区域や規模の事業に適用すべきか。**
  - 「特定区域」（防災リスク等の高い場所）の事業については、許可制とする。区域外の事業については、届出制とする。ただし、後者も、防災等の観点から必要な措置を講じてもらう。
- **景観保全の観点から、事業者に一定の措置を求めていく場合、他制度とのバランスも考慮した上で、どのような実効性のある手法が考えられるか。**
  - 「事業基本計画」の中に「景観に配慮するための事項」を含め、すべての事業において、住民に説明し、住民からの意見を受け付けられるようにする。
- **市町村条例に違反する事業者の事案について県条例上の許可等を保留することは可能か、またその場合どの程度の違反に適用できるか整理が必要。**
  - 「特定区域」の事業について、過去の一定期間に事業・開発等に関連する条例等に違反した事業者からの申請について、許可をしないこととする。期間と範囲は、他の条例等と整合させる。
- **一定数の市町村が既に規制条例を設ける中で、県条例と市町村条例の関係について、重複した場合における一部適用除外といった対応も視野に、整理が必要。**
  - 県の条例と市町村の条例を比較し、同等あるいはより厳しいと判断できる場合、規則に示すことで条例の全部または一部を適用除外とする。

## 県が示した論点への対応について（第2回専門委員会）（1）

- **地域住民と事業者それぞれが一定の合意形成に向けて事業の見直しを進めるためには、どのような制度上の仕組みを設けておくべきか。**
  - 許可申請もしくは届出の一定期間前に「事業基本計画」（事業計画の骨格）を住民に示し、住民の意見を踏まえた上で、一定の理解に至ったとの事業者の判断で、許可申請もしくは届出を行うようにする。説明会及び一定の期間で示された住民の質問・意見については、事業者に応答義務を課す。説明会等の記録を県が公表することで、事業者による誠実な対応を促す。
- **市町村や地域住民等から指摘があった場合に、県は危険性についてどう判断し、必要に応じて事業者はどう設置の制限を課していくか。**
  - 「特定区域」については、必ず市町村の意見を聴くこととし、客観的な基準に基づいて判断する。区域外については、必要に応じて関係者の意見を聴けるようにし、防災等の観点から必要な措置を命じることができるようにする。
- **景観の保全に当たり、隣地や道路境界から一定の離隔や植栽等を求める声が挙がった場合、事業者に対してどのように対応を求めていくか。**
  - 「事業基本計画」の中に「景観に配慮するための事項」を含め、すべての事業において、住民に説明し、住民からの意見を受け付けられるようにする。事業者は、景観への配慮を求められた場合、合理的な理由を付して応答することが義務付けられている。そのため、景観配慮の合理的な要求については、合意形成プロセスを通じて反映されることになる。

## 県が示した論点への対応について（第2回専門委員会）（2）

- **罰則等の強化を求める意見もあるが、他法令や他県条例との均衡も考慮すると、どの程度が適切か。**
  - 同様の条例を定めている7県のうち、過料を定めている県は3県（宮城県、山梨県、奈良県）であり、いずれも「5万円以下の過料」としていることから、他県との均衡を考慮すれば「5万円以下の過料」とすることが適当である。
- **市町村・住民の意見を事業に反映させる場合、どのような仕組みが適切か。その場合、県はどのように判断すべきか。**
  - 原則として、事業への市町村・住民の意見の反映については、事業の詳細が決定される（許可申請／届出）前の段階においてなされることが適切である。よって、事業計画の骨格である「事業基本計画」の段階で、事業者と住民等との合意形成を行うものとしている。事業者に対しては、合理的な理由を付しての応答義務を課すことで、実質的な合意形成が行われると想定している。加えて、すべてのプロセスにおける市町村からの意見に対して、事業者の応答義務を課すことにする。
  - 以上の仕組みにより、必要に応じて、市町村・住民が事業者に対して直接的に意見を述べ、応答を得られるようにする。

## 委員からの主な意見の反映について（第1回専門委員会）（1）

- 今後、どのような形態の発電事業が増えていくのかをイメージした上で、何を条例の対象としていくのか明確にしていくべき。
- 固定価格買取制度から供給者と需要者間の直接的な取引が増加しつつある変化によって、小規模な事業が増えると想定されることから、地上設置型の太陽光発電施設のほぼすべて（10kW以上）を対象にすると共に、小規模施設等に分割した条例逃れを認めないようにする。
- 課題案件は事業規模の大小を問わない傾向。許可制は事業の禁止が前提。一般的な経済活動までを許可制とすることは行政法上問題。
- 災害リスク等の高い場所を「特定区域」と限定し、そこでの設置を原則禁止とし、設置する場合は規模を問わず、県の許可を求めることとする。
- すべての住民の合意を前提とすることは非現実的。何ををもって「地域住民」や「合意」とするのか、議論を深めていくことが必要。
- 条例では、県による情報公開と事業者への応答義務を設けることで、合意形成を促進する。「地域住民」「合意」の定義は困難であることから、説明会もしくは一定期間に寄せられた意見への応答義務を事業者課すと共に、事業への理解に至ったかどうかの判断（許可申請・届出）は事業者委ねることとする。ただし、事業者の独善的な判断を抑制するため、記録の提出・公表の仕組みを設ける。

## 委員からの主な意見の反映について（第1回専門委員会）（2）

- **リスクが伴う事業については抑制していくべき。山林開発型事業に対する県民の懸念は高く、一定の制限が必要。**
  - 災害リスク等の高い場所を「特定区域」と限定し、そこでの設置を原則禁止とし、設置する場合は規模を問わず、県の許可を求めることとする。
- **許可の保留については他の規制も踏まえながら（比例原則）、その加減について議論すべき。**
  - 「特定区域」の事業について、過去の一定期間に事業・開発等に関連する条例等に違反した事業者からの申請について、許可をしないこととする。期間と範囲は、他の条例等と整合させる。
- **事業開始後の維持管理や事業終了後の適正確保など、市町村との役割分担を考慮すべき。**
  - 「事業基本計画」の中に「維持管理に関する事項」を含め、すべての事業において、住民に説明し、住民からの意見を受け付けられるようにする。事業者は、維持管理に関する質問をされた場合、合理的な理由を付して応答することが義務付けられている。そのため、維持管理に関する合理的な要求については、合意形成プロセスを通じて反映されることになる。

## 委員からの主な意見の反映について（第1回専門委員会）（3）

- **県条例は全県共通のベースとなるべき。強い規制とはせず、市町村が地域の特性に応じて上乘せ・横出しする仕組みが望ましい。**
  - 特に環境配慮が必要な区域での手続、情報公開の仕組み、合意形成の仕組み、災害リスク等の高い場所での手続、防災等の措置を求める仕組み等、全県共通で必要とされる手続・仕組みのみを定め、市町村が条例によって上乘せ・横出しする場合、市町村条例を優先させることにする。
- **地域と調和する事業、地域に貢献する事業については促進する仕組みも必要。**
  - 地域に裨益する再生可能エネルギー事業等の促進については、地球温暖化対策条例の領域であり、この条例で新たに規定を設けることはしない。ただし、災害や環境等のリスクが高い場所での再生可能エネルギー事業を抑制する一方、リスクが低い場所、とりわけ既に開発が行われている場所での事業は望ましいことであるため、委員会報告においてその旨を指摘することとする。
  - 長野県地球温暖化対策条例第27条は「知事は、県民若しくは事業者又はこれらの者の構成する民間の団体と協働して地球温暖化対策を推進するため、民間団体等と地球温暖化の防止に関する協定を締結することができる。」とあり、県はこの規定を積極的に活用する等、地域に裨益する再生可能エネルギー事業を積極的に促進することが望ましい。



## 委員からの主な意見の反映について（第2回専門委員会）（1）

- **合意形成について、何をもちて合意とするのか、説明会で最低限の説明をすべきことは何かなどを明確にすべき。**
  - 「合意」の定義は困難であることから、事業への理解に至ったかどうかの判断（許可申請・届出）は事業者に委ねることとする。ただし、事業者の独善的な判断を抑制するため、記録の提出・公表の仕組みを設ける。最低限の説明すべきことは「事業基本計画」の内容（事業計画の概要、景観への配慮、環境への配慮、災害対策、維持管理、地域社会に資すること）とする。
- **許可の基準や客観性をどのようにすべきか。**
  - 県に対し、次のことを求める。条例に関連して、指針、基準、解説、マニュアル等を整備すること。特に、事業基本計画書・申請書・届出書等のフォーマット、環境配慮区域における環境保全策の検討手順、景観の配慮措置、説明会の開催手順、説明の記録方法について、明確にすること。
- **促進区域での事業及び地域と調和・裨益する事業を促進するという視点が重要ではないか。**
  - 県に対し、次のことを求める。地球温暖化対策法の促進区域について、地域社会に好ましい事業を促進するために、協定や援助等の必要な措置を講じること。促進区域の適切な設定のため、市町村の支援に努めること。

## 委員からの主な意見の反映について（第2回専門委員会）（2）

- **情報の透明性が重要であり、そのためにはデータベース等が必要になるのではないか。**
  - 県に対し、次のことを求める。申請等の提出及び公表に際して、可能な限りデジタル化すると共に、データベース化することなどによって、一元的かつ分かりやすい情報提供に努めること。データベースに際しては、プロセス、運転状況、苦情・対応等についても、情報提供すること。また、環境配慮区域や特定区域、促進区域、自然環境、その他の情報等を地図等で明確にし、事業者が事業の最初期において必要な手続を理解できるよう、支援システムの整備に努めること。
- **市町村が事業者に対して意見を述べられるようにすべきでないか。**
  - 事業者は、県・市町村から事業に関する意見を文書等で受け取ったとき、誠実に対応しなければならない（合理的な理由を付して文書等で応答しなければならない）。

## 参考人からの主な意見の反映について（第2回専門委員会）（1）

- **多様なステークホルダーに理解されるには、事業の便益を高めることが必要。問題の複雑さを共有し、地域の課題として答えを模索すべき。丁寧な事後対応も重要。（丸山参考人）**
  - 「事業基本計画」に「地域社会に資する事項」を含める。全プロセスにおいて、県を通じた情報公開を徹底する。工事開始から運転終了までの手続を規定する。
- **促進区域を適用除外するには、その設定段階で住民との合意形成が徹底されていなければならない。合意形成については、対話型の仕組みとすることが必要。（大久保参考人）**
  - 促進区域については、適用除外を行わず、地球温暖化対策条例及び施策によって、促進区域での事業の誘導・促進を行う。説明会及び一定の期間で示された住民の質問・意見については、事業者に応答義務を課す。説明会等の記録を県が公表することで、事業者による誠実な応答を促す。
- **小規模オフサイトコーポレートPPA（50kW未満）のニーズが高まる。ポジティブゾーニングの推進は適切であり、優良な事業者の参入を妨げるべきでない。（金子参考人）**
  - 地上設置型の太陽光発電施設のほぼすべて（10kW以上）を対象にする。また、県に対して、次のことを求める。地球温暖化対策法の促進区域について、地域社会に好ましい事業を促進するために、協定や援助等の必要な措置を講じること。促進区域の適切な設定のため、市町村の支援に努めること。

## 参考人からの主な意見の反映について（第2回専門委員会）（2）

- **自治体、地域住民、地域の事業者を含む地域のステークホルダーが主体的に関わる再エネ事業を推進するという観点を加えて頂きたい。（増川参考人）**
  - 県に対して、次のことを求める。地球温暖化対策法の促進区域について、地域社会に好ましい事業を促進するために、協定や援助等の必要な措置を講じること。促進区域の適切な設定のため、市町村の支援に努めること。また、営農型太陽光発電施設について、地域と調和せず、地域に裨益しない施設が設置されないよう、そして設置される場合には、地域と調和し、地域に裨益する施設となるよう、長野県独自のガイドラインの整備等、必要な措置を講じること。
- **地域の脱炭素化・再生可能エネルギー事業に関して、土地利用の社会化、利益分配の社会化、費用負担の社会化が重要。再生可能エネルギー導入目標を踏まえ、促進区域を設定することが望ましい。（山下参考人）**
  - 「事業基本計画」に「地域社会に資する事項」を含める。県に対して、上記の促進区域に関する支援に加え、次のことを求める。同様の影響をもたらす開発行為等に関する他の規制をレビューし、本条例との整合性を図ること。